

仕 様 書

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
(担当 隅田、奥村 電話 222-3933)

物 件 名	京都市こども体育館消防設備点検業務委託
履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで
契 約 条 件	1 業務内容 消防法第17条の3の3に定める点検の実施（機器点検） ※ 本業務の施行にあたっては、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令等を遵守すること。 2 対象施設 京都市こども体育館（京都市左京区松ヶ崎平田町） 3 対象物件 「別表1」のとおり 4 期間及び回数 契約の日から令和8年9月30日までに機器点検を1回施行すること。 ※ 点検実施日は、事前に日程調整のうえ、決定すること。また、点検作業は、担当者の立会いのもとに行うこと。 5 施行基準 消防法施行規則等の基準に従い、消防用設備の構造、機能等に応じた外観点検及び機能点検を行うこと。 6 結果報告 報告書を各3部作成し、当課へ提出すること。 7 受注者の責務 受注者は、受託内容を誠実、丁寧に履行するとともに、次の責を負うものとする。 (1) 従事者の管理 受注者は、従事者の勤務条件等に関する事項全てを管理するものとする。 なお、受注者は、従事者の中から管理責任者を指名し、発注者に報告すること。 (2) 管理責任者 管理責任者は、発注者の委託業務全般を把握できるものとし、従事者全員を指揮監督できる地位にある者とする。 (3) 安全管理 ア 受注者は、常に作業の安全に留意して、現場の管理に努めること。 イ 受注者は、公衆の生命財産に関し、危害迷惑をかけないように必要な措置を講じること。 ウ その他、安全管理に影響を及ぼす事故が生じた時は、監督員と協議のうえ必要な措置を講じること。

	(4) 事故の責任等 受注者が、受託業務実施中に生じた事故及び損害については、全て受注者の責任において措置することとし、事故発生の原因及び事故による被害の内容等について速やかにこども体育館常駐の職員に報告すること。この場合において、受注者が委託建物等に損傷を与えた場合に当たっても同様とし、受注者の費用負担にて速やかに措置するものとする。 ア 受注者の取り扱い不備、操作不良等により設備等を損傷させたとき。 イ 受注者の責に帰する理由により、発生した事故及び損害。なお、従事者または第三者の負傷等についても、受注者の責任において措置すること。 (5) 秘密の保持 受注者は、受託業務上知り得たことについては、発注者の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、育成推進課の指示に従うこと。